

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>附 則（平成 28 年 2 月 4 日経企第 1756 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成 28 年 2 月 5 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 経企第 1665 号（平成 27 年 2 月 12 日）の附則第 3 項及び第 10 項中「平成 28 年 3 月 31 日までの間」をそれぞれ「平成 28 年 2 月 29 日までの間」に改めます。</p>	